

公立大学法人会津大学利益相反マネジメントポリシー

(平成22年6月28日理事長制定)

1 目的

公立大学法人会津大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、公立大学法人会津大学（以下「本学」という。）における産学官連携を推進するにあたり、利益相反マネジメントの基本的な考え方を示すものである。

本学は、社会への説明責任を果たして透明性のある産学官連携を実現することを目的としてこれを定め、内外に公表する。

2 背景と基本理念

(1) 背景

本学においては、大学本来の役割である教育研究の充実向上を図ることと併せて、今まで以上に県民や地域社会に貢献する活動を展開するために、中期目標・中期計画の公表、第三者機関による評価システムを生かしながら地域貢献活動の充実に努め、大学の有する知識や技術を積極的に社会に還元し、産学官連携を一層推進していくことが、重要となってきた。

こうした中、真理の探究を目的とし人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と、利益追求を目的とし営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とでは、その基本的な性格や役割を異にしている。産学官連携を進める中で、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得ること、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また、妥当なことである。他方、このような両者の性格の相違から、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が当該教職員の大学における責任と衝突する状況も生じうるものである。

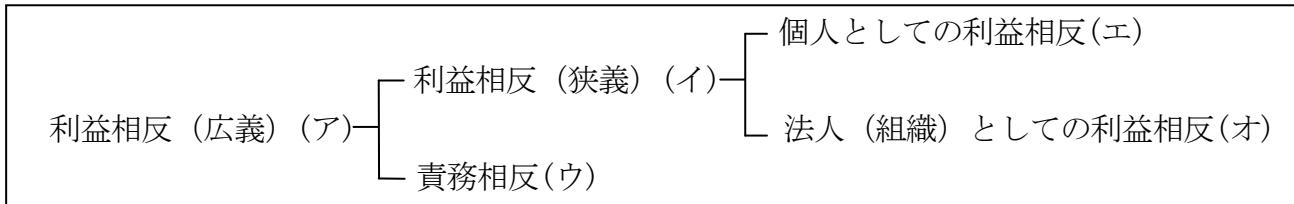
(2) 基本理念

本ポリシーでは、上記背景を踏まえ、大学のもつ「教育」、「研究」に次ぐ、第三の使命である「社会貢献」を担っていくにあたり、教育研究の成果を地域・国際社会へ還元し、社会的信頼を維持し、公共性・透明性のある産学官連携を実現するために、産学官連携に関する活動を進めている本学の役員及び教職員等を支え、それら意欲的な職員がその能力を最大限に発揮できる環境づくりを主眼とし、産学官連携によって生ずる利益相反を適切に管理していくこうとするものである。

3 対象者

本学の役員及び本学と雇用関係にある常勤・非常勤の職員（以下、「役員及び教職員等」という。）を対象とする。

4 利益相反の定義



(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念

(2) 狹義の利益相反

役員及び教職員等又は法人が産学官連携活動に伴って得る利益（実施工料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態

(3) 責務相反

役員及び教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、法人としての大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(4) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、役員及び教職員等の個人が得る利益と役員及び教職員等の個人の法人としての大学における責任との相反

(5) 法人（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、法人が得る利益と法人の社会的責任との相反

※1 利益相反自体は、悪いことではない

※2 産学官連携活動を行う場合、必然的に利益相反が生じる。したがって、産学官連携を推進する方針を打ち立てている本学は、これを適切な範囲にマネジメントした上で、認めていくことになる。

5 利益相反マネジメントの対象行為

- (1) 役員及び教職員等（生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む。）が、産学官連携活動の相手先の株式等を保有する場合
- (2) 役員及び教職員等が、(1)の産学官連携活動の相手先から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (3) 役員及び教職員等（生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む。）が、職務に関連する本学以外の企業等から一定額以上の報酬等を得る場合
- (4) 役員及び教職員等が、産学官連携活動に係る一定額以上の外部資金等を受け入れる場合
- (5) 役員及び教職員等が、学生等を(4)の産学官連携活動に従事させる場合
- (6) その他、利益相反委員会が別に定めた場合

6 本学の責務と役員及び教職員等の義務

本学は、利益相反による不公平さを伴う状況を最小限にとどめることを責務

とし、役員及び教職員等はそれに協力することを義務とする。

7 自己申告

本学は、役員及び教職員等に対し、利益相反に関する情報について自己申告を求める。

8 情報の取扱い

本学は、収集した役員及び教職員等の個人情報の保護のため、守秘義務を徹底し、適正に管理する。

9 組織

本学は、学内に利益相反に対処する組織として、「利益相反委員会」を設ける。

10 説明責任

本学は、利益相反マネジメントに従って行われた役員及び教職員等の行動に対して社会から疑義が提起された場合、役員及び教職員等に代わって利益相反に関する説明責任を果たす。

11 啓発活動

本学は、役員及び教職員等の利益相反マネジメントの周知徹底を図るとともに、理解と意識を高めるための啓発活動を行う。

12 見直し等

本ポリシーは、社会の変化に適切に対応するため、適宜見直すものとする。又、利益相反マネジメントの詳細な方法、基準等は、別途定める。